

令和3年12月27日

習志野市谷津コミュニティセンター指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市谷津コミュニティセンターの管理運営を行う指定管理者を、次のとおり指定しましたのでお知らせいたします。

1. 指定管理者

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社 オーエンス
代表取締役 大木 一雄

2. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年）

3. 指定に至る経過

(1) 申請者数 1（公募）

(2) 日程

ア. 募集要項の配布 令和3年6月15日（火）～7月9日（金）

イ. 広報紙・ホームページへの掲載 令和3年6月15日（火）

ウ. 施設見学会及び応募説明会の参加申込受付

令和3年6月15日（火）～7月12日（月）

エ. 施設見学会及び応募説明会 令和3年7月14日（水）～7月16日（金）

オ. 質問書の受付 令和3年7月14日（水）～7月19日（月）

カ. 質問書の回答 令和3年7月26日（月）

キ. 申請書類受付 令和3年7月28日（水）～8月6日（金）

ク. 申請者面接 令和3年9月6日（月）～9月7日（火）

ケ. 指定管理者候補者選定結果の通知 令和3年10月28日（木）

コ. 指定管理者の指定議決 令和3年12月22日（水）

サ. 指定管理者指定の告示及び通知 令和3年12月27日（月）

4. 指定理由

公の施設の管理運営の受託及びビルメンテナンス業等を目的とする事業者で、全国自治体のコミュニティセンターや公民館等の公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を生かした管理運営が期待できる。

また、提案内容は、当該施設及び地域特性を踏まえ、各種研修計画による職員の資質向上への取組み、施設の利用促進に向けた広報の実施、これまでの地域に根付く事業のほか、地域や関係団体との連携、協働による新たな自主事業の実施など、多様な事業の展開によるコミュニティ活動の推進が掲げられている。

以上より、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、指定管理者の候補者として選定したものである。